

STO-O23-006

令和 5 年 4 月 6 日

原子力規制委員会 原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

神奈川県横須賀市内川二丁目 3 番 1 号  
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン  
代表取締役 山崎 肇

原子力事業者防災業務計画の読み替えについて

弊社より令和 4 年 11 月 18 日付けで届け出ました原子力事業者防災業務計画について、地元防災関係機関の名称変更に伴い、添付資料のとおり読み替えが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間については、添付資料のとおり読み替える運用と致しますので、ご連絡申し上げます。

添付資料：原子力事業者防災業務計画 読み替え表

以上

## 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

読替処置前	読替処置後	備考
<p>(4) 原子力防災専門官からこの計画の修正及び原子力防災組織の設置その他原子力災害 予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。</p> <p>(5) 原子力規制委員会又は国土交通大臣から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項に基づく危険時の措置について命令があった場合は、速やかにその対応を行う。</p> <p>(6) 加工施設に原子力災害に係る異常が発生し、又はそのおそれがある場合（「特定事象」を除く）、速やかに様式第6-1に定められた項目に準じた必要事項をファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段（以下「ファクシミリ装置等」という。）を用いて原子力規制委員会に送信する。また、必要な情報の収集及び提供等、原子力規制委員会と相互の連携を図り、特定事象への進展を防止する。</p> <p>2. 地方公共団体との連携</p> <p>(1) 地方公共団体（神奈川県及び横須賀市）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p>(2) 地方防災会議等が開催される場合、参加要請に基づきこれに参加し密接な連携を保つ。</p> <p>(3) 神奈川県知事及び横須賀市長から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。</p> <p>(4) 神奈川県知事及び横須賀市長から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく当事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。</p> <p>(5) 加工施設に原子力災害に係る異常が発生し、又はそのおそれがある場合（「特定事象」を除く）で、原子力規制委員会に連絡を行った時は、原子力規制委員会に連絡した内容を神奈川県及び横須賀市へ連絡する。</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携</p> <p>地元防災関係機関等（横須賀市消防局、<b>浦賀</b>警察署、横須賀海上保安部及びその他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p style="text-align: center;">I-18</p>	<p>(4) 原子力防災専門官からこの計画の修正及び原子力防災組織の設置その他原子力災害 予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。</p> <p>(5) 原子力規制委員会又は国土交通大臣から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項に基づく危険時の措置について命令があった場合は、速やかにその対応を行う。</p> <p>(6) 加工施設に原子力災害に係る異常が発生し、又はそのおそれがある場合（「特定事象」を除く）、速やかに様式第6-1に定められた項目に準じた必要事項をファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段（以下「ファクシミリ装置等」という。）を用いて原子力規制委員会に送信する。また、必要な情報の収集及び提供等、原子力規制委員会と相互の連携を図り、特定事象への進展を防止する。</p> <p>2. 地方公共団体との連携</p> <p>(1) 地方公共団体（神奈川県及び横須賀市）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p>(2) 地方防災会議等が開催される場合、参加要請に基づきこれに参加し密接な連携を保つ。</p> <p>(3) 神奈川県知事及び横須賀市長から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。</p> <p>(4) 神奈川県知事及び横須賀市長から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく当事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。</p> <p>(5) 加工施設に原子力災害に係る異常が発生し、又はそのおそれがある場合（「特定事象」を除く）で、原子力規制委員会に連絡を行った時は、原子力規制委員会に連絡した内容を神奈川県及び横須賀市へ連絡する。</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携</p> <p>地元防災関係機関等（横須賀市消防局、<b>横須賀南</b>警察署、横須賀海上保安部及びその他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p style="text-align: center;">I-18</p>	<p>地元防災関係機関の名称変更に伴う読み替え</p>

原子力事業者防災業務計画 読み替え表

読替処置前	読替処置後	備考
<p>別図第2-1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生時の連絡経路</p> <p>凡例：  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：原子力災害対策指針に基づく連絡先等                      (ファクシミリ送信及び電話によるファクシミリ着信の確認)                      ○：その他関係機関  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> (ファクシミリの送信)</p>	<p>別図第2-1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生時の連絡経路</p> <p>凡例：  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：原子力災害対策指針に基づく連絡先等                      (ファクシミリ送信及び電話によるファクシミリ着信の確認)                      ○：その他関係機関  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> (ファクシミリの送信)</p>	<p>地元防災関係機関の名称変更に伴う読み替え</p>

原子力事業者防災業務計画 読み替え表

読替処置前	読替処置後	備考
<p>別図第2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2)</p> <p>(1) 事業所内での事象発生時の通報経路</p>	<p>別図第2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2)</p> <p>(1) 事業所内での事象発生時の通報経路</p>	<p>地元防災関係機関の名称変更に伴う読み替え</p>
<p>凡例：  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先等                      (ファクシミリ送信及び電話によるファクシミリ着信の確認)  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：その他関係機関  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> (ファクシミリの送信)</p>	<p>凡例：  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先等                      (ファクシミリ送信及び電話によるファクシミリ着信の確認)  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：その他関係機関  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> (ファクシミリの送信)</p>	

原子力事業者防災業務計画 読み替え表

読替処置前	読替処置後	備考
<p>別図第2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の報告経路 (1/2)</p> <p>(1) 事業所内で事象が発生した場合の報告経路</p> <p>情報・連絡班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府 (内閣総理大臣)</li> <li>原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 又は原子力災害警戒本部 ※ 又は原子力災害対策本部 ※</li> <li>神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課 又は神奈川県 災害対策本部 ※</li> <li>横須賀市 危機管理課 情報調整室 又は横須賀市 災害対策本部 ※</li> <li>横須賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 又はオフサイトセンター</li> <li>内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付)</li> <li>内閣官房 内閣情報調査室 (内閣情報集約センター)</li> <li>内閣府 (政策統括官付) 政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付</li> <li>経済産業省 資源エネルギー庁 核燃料サイクル産業課</li> <li>神奈川県警察本部</li> <li>浦賀警察署</li> <li>横須賀市 市長室 危機管理課</li> <li>横須賀市 南消防署</li> <li>横須賀海上保安部</li> <li>横須賀労働基準監督署</li> <li>関東経済産業局総務企画部総務課</li> <li>東日本旅客鉄道株式会社 逗子駅</li> <li>東日本旅客鉄道株式会社 久里浜駅</li> <li>京浜急行電鉄株式会社 京急久里浜駅</li> </ul> <p>凡例：  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先等 (ファクシミリ送信及び電話によるファクシミリ送信の確認)  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : その他関係機関 (ファクシミリ送信)          ※ : 災害対策本部が設置されている場合に限る。</p>	<p>別図第2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の報告経路 (1/2)</p> <p>(1) 事業所内で事象が発生した場合の報告経路</p> <p>情報・連絡班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府 (内閣総理大臣)</li> <li>原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 又は原子力災害警戒本部 ※ 又は原子力災害対策本部 ※</li> <li>神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課 又は神奈川県 災害対策本部 ※</li> <li>横須賀市 危機管理課 情報調整室 又は横須賀市 災害対策本部 ※</li> <li>横須賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 又はオフサイトセンター</li> <li>内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付)</li> <li>内閣官房 内閣情報調査室 (内閣情報集約センター)</li> <li>内閣府 (政策統括官付) 政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付</li> <li>経済産業省 資源エネルギー庁 核燃料サイクル産業課</li> <li>神奈川県警察本部</li> <li>横須賀南警察署</li> <li>横須賀市 市長室 危機管理課</li> <li>横須賀市 南消防署</li> <li>横須賀海上保安部</li> <li>横須賀労働基準監督署</li> <li>関東経済産業局総務企画部総務課</li> <li>東日本旅客鉄道株式会社 逗子駅</li> <li>東日本旅客鉄道株式会社 久里浜駅</li> <li>京浜急行電鉄株式会社 京急久里浜駅</li> </ul> <p>凡例：  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先等 (ファクシミリ送信及び電話によるファクシミリ送信の確認)  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : その他関係機関 (ファクシミリ送信)          ※ : 災害対策本部が設置されている場合に限る。</p>	<p>地元防災関係機関の名称変更に伴う読み替え</p>